第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

<table>
<tr><td colspan="2">処分の内容</td><td colspan="3">特別療養費の支給決定及び資格確認書の返還</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td colspan="3">国民健康保険法第54条の3第1項～第3項、国民健康保険法施行令第28条の6、国民健康保険法施行規則第27条の4の3、同規則第27条の4の4各項、同規則第27条の5の2各項、同規則第27条の5の3</td></tr>
<tr><td rowspan="3">処分基準</td><td colspan="4">■有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)
□無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="4">公表　■する　□しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="4">【内容】(※処分基準を公表する場合のみ記載すること。)

別紙のとおり、処分基準が法令に記載されているため。</td></tr>
<tr><td colspan="2">処分基準設定年月日</td><td>令和7年3月28日</td><td>処分基準最終変更年月日</td><td>令和7年3月28日</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="3">健康部　国民健康保険課</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

注　処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

○国民健康保険法

（特別療養費）

第五十四条の三　市町村及び組合は、保険料を滞納している世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。）又は組合員（その世帯に属する全ての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（以下この項及び第四項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる世帯主又は組合員を除く。以下この条において「保険料滞納世帯主等」という。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、当該市町村又は組合が当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組（次項並びに第六十三条の二第一項及び第二項において「保険料納付の勧奨等」という。）を行つてもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該世帯に属する被保険者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を除く。以下この条（第四項及び第五項を除く。）において同じ。）が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付又は入院時食事療養費等（入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又は訪問看護療養費をいう。第四項及び第五項において同じ。）の支給（次項及び第五項において「療養の給付等」という。）に代えて、当該保険料滞納世帯主等に対し、特別療養費を支給する。

２　市町村及び組合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過する前においても、当該市町村又は組合が保険料納付の勧奨等を行つてもなお保険料滞納世帯主等が当該保険料を納付しない場合においては、その世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付等に代えて、当該保険料滞納世帯主等に対し、特別療養費を支給することができる。ただし、同項の政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

３　市町村及び組合は、第一項又は前項本文の規定により特別療養費を支給するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、保険料滞納世帯主等に対し、その世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、特別療養費を支給する旨を通知するものとする。

○国民健康保険法施行令

（法第五十四条の三第一項に規定する政令で定める特別の事情）

第二十八条の六　法第五十四条の三第一項に規定する政令で定める特別の事情は、次に掲げる事由により保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。次条において同じ。）を納付することができないと認められる事情とする。

一　世帯主又は組合員がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかつたこと。

二　世帯主若しくは組合員又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。

三　世帯主又は組合員がその事業を廃止し、又は休止したこと。

四　世帯主又は組合員がその事業につき著しい損失を受けたこと。

五　前各号に類する事由があつたこと。

○国民健康保険法施行規則

（法第五十四条の三第一項の厚生労働省令で定める期間）

第二十七条の四の三　法第五十四条の三第一項の厚生労働省令で定める期間は、一年間とする。

（法第五十四条の三第一項の厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組）

第二十七条の四の四　法第五十四条の三第一項の厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組は、次に掲げる取組とする。

一　保険料滞納世帯主等（法第五十四条の三第一項に規定する保険料滞納世帯主等をいう。以下同じ。）に次項各号に規定する事項を記載した通知を送付すること。

二　電話、訪問等により滞納している保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。次号、次項、第二十七条の五の四第一項第二号及び第二項、第二十七条の十四の二第一項及び第四項、第二十八条第九項第二号並びに第三十二条の三第二号において同じ。）の納付を催促すること。

三　電話、窓口等において滞納している保険料の納付に係る相談に応じる機会を設けること。

四　その他前三号の取組に類するもの

２　前項第一号に規定する通知には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　滞納額及び当該滞納額に係る納期限

二　当該保険料の滞納につき災害その他の特別の事情がある場合には、当該保険料を納付することができない理由を当該保険料滞納世帯主等が住所を有する市町村又は組合へ届け出なければならない旨及びその期限

三　当該保険料の滞納につき災害その他の特別の事情がないにもかかわらず当該保険料を引き続き滞納する場合においては、法第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定により特別療養費を支給する場合がある旨

四　当該保険料の納付に係る相談の機会を設ける旨及び相談の内容

（保険料の滞納に係る資格確認書の返還等）

第二十七条の五の二　市町村又は組合は、保険料滞納世帯主等に対し法第五十四条の三第三項の規定による通知を行うときは、併せて、当該保険料滞納世帯主等に対し、当該保険料滞納世帯主等と同一の世帯に属する被保険者（法第五十四条の三第一項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等（以下「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる者及び十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を除く。）に係る資格確認書（第六条第二項（第二十条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により交付されたものに限る。次項及び第三項において同じ。）の返還を求めるものとする。

２　市町村又は組合は、前項の規定により保険料滞納世帯主等に対し資格確認書の返還を求めるに当たつては、あらかじめ、次に掲げる事項を書面により当該保険料滞納世帯主等に通知しなければならない。

一　前項の規定により資格確認書の返還を求める旨

二　資格確認書の返還先及び返還期限

３　市町村又は組合は、第一項の規定により資格確認書の返還を求められている当該保険料滞納世帯主等に係る資格確認書が第七条の二第四項の規定により無効となつたときは、当該世帯に属する全ての特別療養費の対象者に係る資格確認書が返還されたものとみなすことができる。

４　市町村又は組合は、第一項の規定により資格確認書が返還されたときは、保険料滞納世帯主等に対し、次に掲げる事項を記載した様式第一号の六の五から様式第一号の六の十までのいずれかによる資格確認書を交付するものとする。

一　被保険者の氏名、性別及び生年月日

二　世帯主又は組合員の氏名

三　被保険者記号・番号等及び保険者番号並びに交付者又は保険者の名称

四　国民健康保険の適用開始の年月日又は資格取得の年月日及び資格確認書の交付年月日

五　有効期限

六　法第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定により特別療養費を支給することとされている場合には、その旨

（法第五十四条の三第三項の規定による通知）

第二十七条の五の三　法第五十四条の三第三項の規定による通知には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　法第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定により特別療養費を支給する旨及びその開始の予定年月日

二　特別療養費の支給申請先